

赤穂市選挙管理委員会告示第42号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

令和7年7月3日

赤穂市選挙管理委員会

委員長 鹿 島 博 司

期日前投票管理者

	住 所	氏 名
赤穂市役所	赤穂市坂越	丸山 克彦
	赤穂市加里屋	山崎 悦男
	赤穂市御崎	赤松 功夫
	赤穂市朝日町	大前 和弘
	赤穂市城西町	谷口 徹

	住 所	氏 名
御崎公民館	赤穂市御崎	赤松 功夫
有年公民館	赤穂市加里屋	山崎 悦男
坂越公民館	赤穂市坂越	丸山 克彦
尾崎公民館	赤穂市朝日町	大前 和弘
塩屋公民館	赤穂市城西町	谷口 徹

期日前投票管理者の職務を代理すべき者

	住 所	氏 名
赤穂市役所	赤穂市上仮屋北	田中 志保

	住 所	氏 名
御崎公民館	赤穂市大町	秋田 新太郎
有年公民館	赤穂市中広	野村 友紀
坂越公民館	赤穂市若草町	田中 宏樹
尾崎公民館	赤穂市中広	安部 努
塩屋公民館	赤穂市磯浜町	安室 陽平